

令和7年神審第2号

裁 決

モーターボートA定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月28日21時00分

京都府久美浜港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

登 録 長 10.40メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 191キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室右舷側に舵輪、その左側にGPSプロッター、魚群探知機及びレーダーを、同右側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた総トン数5トン未満のFRP製プレジャーモーターボート兼作業船で、a受審人が1人で乗り組み、知人5人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和3年8月28日18時00分久美浜港の係留地を発し、兵庫県津居山港北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、18時40分目的の釣り場に到着し、移動しながら釣りを行ったのち、20時50分久美浜港北方沖合の釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、久美浜港北方沖合には、久美浜港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から358.5度（真方位、以下同じ。）1.11海里、004度1.73海里、008.5度1.75海里、008度1.62海里、018.5度1.69海里、020度1.15海里的各地点を順次結ぶ線によって囲まれた範囲に、平成31年1月1日から令和5年12月31日までの期間、京都府知事から受けた定置漁業免許に基づく免許番号京定第32号と称するぶり定置漁業区域（以下「32号区域」という。）が設定されており、同区域内に定置網が敷設され、32号区域の北側には、光達距離が4.5キロメートル、灯色が黄光、灯質が4秒1閃光の簡易標識灯が1基設置されていた。

また、a受審人は、久美浜港北方沖合を幾度も航行した経験を有していたことから、32号区域内に定置網が敷設されていることを承知しており、GPSプロッターには同区域を表示していなかったものの、過去の航跡を表示していた。

a 受審人は、魚群探知機及びGPSプロッターを作動させ、舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、20時55分西防波堤灯台から010度2.4海里の地点で、針路を180度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、32号区域まで1,490メートルとなり、その後同区域に向首接近する状況となったが、平素のとおり西防波堤灯台の灯光を目標に航行すれば32号区域に乗り入れることはないものと思い、GPSプロッターで過去の航跡との偏位を確かめて同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、32号区域に向首したまま続航し、21時00分西防波堤灯台から014.5度1.63海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、同区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、推進器翼に曲損を、定置網は身網に破損をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、夜間、久美浜港北方沖合において、係留地に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、32号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、久美浜港北方沖合において、係留地に向けて帰航する場合、32号区域に向首接近することのないよう、GPSプロッターで過去の航跡との偏位を確かめて同区域との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人

は、平素のとおり西防波堤灯台の灯光を目標に航行していれば32号区域に乗り入れることはないものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首接近する状況に気付かないまま進行し、32号区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年8月19日

神戸地方海難審判所

審判官 阪 本 義 治